

ディアボロ競技採点規則 第八版

(2026年5月28日改定)

日本ディアボロ協会

※第七版からの主な変更点

<オーダーポイント制度の廃止>

1. 6. 演技順 の項の変更
 - ・オーダーポイント制度の廃止

<演技終了認定の変更>

1. 4. 楽曲・演技時間 及び
2. 4. 楽曲・演技時間 の項の変更
 - ・審査員の判断による演技終了認定の追加

<実施減点の基準の明確化>

1. 7. 1. 採点項目 及び
2. 7. 1. 採点項目 の項の変更
 - ・実施減点の減点基準の明記

<演技スペースの変更>

1. 2. 演技スペース の項の変更
 - ・オーバーオールクラスの演技スペース奥行きの変更

<その他>

1. 3. 道具制限 の項の変更
 - ・アシスタントによる道具の持ち込みに関する記述の追加
1. 7. 3. 順位決定基準 及び
2. 7. 3. 順位決定基準 の項の変更
 - ・同点時の順位決定基準の追加・変更
3. 2. 1. 男子1ディアボロ足回り部門 及び
3. 2. 3. 男子1ディアボロ縄跳び部門 及び
3. 2. 5. 2ディアボロペアパス部門 の項の変更
 - ・チャレンジクラスの計測ルールの追加

0. 序章

日本ディアボロ協会管轄の競技会において選手は本内容を理解し、参加していることとみなす。

0.1. ディアボロ、ハンドスティック及びストリングの定義

日本ディアボロ協会では以下の基準に則ったものをディアボロと定める。

- ・半球状またはそれに似る形状の曲面上の中心同士を軸によりつなげたもの。
- ・紐の上で軸を中心に回転動作を加えた際に安定して回転動作をするもの。

日本ディアボロ協会では以下の基準に則ったものを競技用ディアボロと定める。

- ・日本ディアボロ協会が定めるディアボロの基準に則っていること。
- ・半球状またはそれに似る形状のもの(ボディ)の直径が 10cm 以上 40cm 以下であること。
- ・落下時、床(木製等)が大きく損傷しないような形状、素材、重量、硬度でできていること。硬度については目安として手で抑える程度の力で外形が変形すればよいとする。
- ・プレイヤー、第三者などに大きな危険を加えない形状、素材、重量であること。

日本ディアボロ協会では以下の基準に則ったものを競技用ハンドスティック及びストリングと定める。

- ・2本のハンドスティックとその先端同士をつなぐストリングから構成されていること。
- ・ハンドスティックは 15cm 以上 50cm 以下の棒状であること。
- ・ハンドスティックの先端近くからストリングが出ていること。
- ・ストリングは直径 0.3mm 以上、長さ 30cm 以上の形状が可変な紐であること。
- ・落下時、床(木製等)が大きな損傷をしないような形状、素材、重量でできていること。
- ・プレイヤー、第三者などに大きな危険を加えない形状、素材、重量であること。

0.2. 競技について

全ての部門において、同一人物は同じ部門に複数回出場することはできない。団体部門においても同様であり、団体の構成選手が異なっても複数回の出場は不可とする。

選手は競技会の前にウェブサイトより、および大会期間中に直接、本採点規則について質問がある場合は審査委員会に聞くことができる。

ディアボロ競技は大きく

- 1) オーバーオールクラス
- 2) スペシャリストクラス
- 3) チャレンジクラス

に分類されている。

以下にこれらの詳細な採点規則を記載する。

急遽、競技会開催直前に採点規則を新しく発行することがある。

1. オーバーオールクラス

1.1. 構成部門

オーバーオールクラスは5つの部門から構成される。
年齢については各競技会日程初日の時点での満年齢とする。

- 1.1.1. 男子個人総合部門
16歳以上男子一名による演技。
- 1.1.2. 男子個人総合ジュニア部門
15歳以下男子一名による演技。
- 1.1.3. 女子個人総合部門
16歳以上女子一名による演技。
- 1.1.4. 女子個人総合ジュニア部門
15歳以下女子一名による演技。
- 1.1.5. 団体部門
二名から十二名による演技。年齢及び性別は問わない。

1.2. 演技スペース

演技スペースは以下のように定める。

高さ：8メートル以上
幅：16メートル
奥行き：10メートル
※テープ等で表す。

1.3. 道具制限

使用する道具のメーカー・種類・セッティング・改造に特別な制限は設けない。

但し以下に該当するものの利用は不可とする。

- ・0.1.項に使用する道具が当てはまらない
 - ・ディアボロの演技としてふさわしくない、または関係のないもの
 - ・政治的、宗教的な表現を有するもの
 - ・誹謗中傷・猥褻なものなど。公序良俗に反するもの
 - ・選手・審査員・観客に危害を及ぼす可能性のあるもの
 - ・演技スペース及び会場を傷つける可能性のあるもの
- 上記に含まれるか否かの決定権は審査員が全て有する。
選手は事前に利用する道具の持込が上記に含まれるか審査員に確認をとることができる。
上記を遵守していない道具を利用した際は減点、もしくは失格とする。

選手は自分自身もしくはアシスタントが最初に演技スペースに持ち込んだ道具以外の利用を不可とする。

1.4. 楽曲・演技時間

選手は自分で選んだ楽曲に合わせて演技を行う。
最短演技時間は3分、最長演技時間は5分とする。

選手は演技に使用する楽曲を事前に提出しなければならない。
楽曲は規定の演技時間に過不足なく1トラックにまとめ提出しなければならない。

選手は身体が静止した状態から演技を始めなければならない。選手の静止を確認次第、
楽曲を再生する。ディアボロに回転をかけた状態での演技開始も不可とする。

楽曲の停止をもって演技終了とする。ただし楽曲再生中であっても演技の終了が明らか
と審査員が判断した場合はその時点で演技終了とする。
演技終了合図後の演技は加対象にはならないが、減対象にはなる。

不慮の事態により、機材、もしくはスタッフが原因で音楽が停止してしまった場合、選
手が演技を続けている場合、採点を継続する。選手が演技を停止した場合はその部門の
最後に演技の最初から再演技をすることができる。

楽曲の提出方法は競技会ごとに決定される。

1.5. 行動・動作

以下に該当する行動・動作は不可とする。

- ・ ディアボロの演技としてふさわしくない、または明らかに関係のない行動・動作
- ・ 政治的、宗教的な行動・動作
- ・ 誹謗中傷・猥褻なものなど。公序良俗に反する行動・動作
- ・ 選手・審査員・観客に危害を及ぼす可能性のある行動・動作
- ・ 演技スペースを傷つける可能性のある行動・動作

上記に含まれるか否かの決定権は審査員に全てである。

選手は事前に予定している動作が上記に含まれるか否か審査員に確認をとることが可能
である。

演技の準備、撤収のためならば選手以外も演技スペースに入ることは可能である。
演技開始から演技終了までは登録された選手以外は演技スペースに入ることは出来ない。
また、いかなるアシスタント行為もできない。

他の選手の妨害・中傷行為等は、大会中の前後期間も含め、発覚した場合は対象選手を
失格とすることがある。

1.6. 演技順

演技順は無作為抽選により決定する。

1.7. 採点項目および配点

1.7.1. 採点項目

採点は下記の9項目にて構成される。

- ・難易度点
- ・多彩性度点
- ・操作安定度点
- ・新奇性度点
- ・演技構成点
- ・基礎点
- ・同調性度点
- ・実施減点
- ・特別減点

難易度点

技の要素における、難易度、数を評価する。

多彩性度点

演技中に行った技が多彩性に富んでいたかを評価する。

操作安定度点

技の実施において、巧みさ、美しさ、洗練度合いを評価する。

新奇性度点

将来における発展を伴うと思われる新しい技やコンビネーション、また近年の大会において稀少性のある技やコンビネーションを利用しているかを評価する。

演技構成点

演技開始から演技終了までにおいて、楽曲、衣装、技の順序、起承転結などの調和性を評価する。

基礎点

基礎点は4項目から成り立つ。

- ・1ディアボロ水平軸
- ・1ディアボロ垂直軸
- ・2ディアボロ
- ・3ディアボロ以上

項目名のディアボロを用いてかつ以下の両方を満たしている場合、要素を満たしたとする。

- ・5秒以上の連続された実施
- ・二つ以上の技を行う

本項における技の定義は以下の通りとする。

- ・利用している全てのディアボロが軸を中心に回転している
- ・利用している全てのディアボロの位置が移動している(前後上下左右問わない)

以上2項目を満たすとき、技とする。

同調性度点

出場者全員が演技に関わることができているか、団体らしい動きや技が出来ているかを評価する。

実施減点

演技中の実施におけるコントロールミスやドロップに対し、その都度最大2点の減点を行う。大きなミスほど減点は大きくなる。団体部門においては、団体の人数を考慮した上で、演技の完成度として最終的に原則最大10点の減点を行う。

特別減点

下記の要素で構成される。

- ・両足が演技スペースから外に出る度に3点減点
- ・本規則に違反する行為（審査員によって決定される）

1.7.2. 配点について

1.7.2.1. 男子個人総合部門

項目名	満点
難易度点	30点
多彩性度点	10点
操作安定度点	10点
新奇性度点	10点
演技構成点	20点
基礎点	20点
実施減点	無制限
特別減点	無制限

※基礎点は要素1つにつき5点とする。

1.7.2.2. 男子個人総合ジュニア部門、女子個人総合ジュニア部門

項目名	満点
難易度点	30点
多彩性度点	20点
操作安定度点	15点
新奇性度点	10点
演技構成点	10点
基礎点	15点
実施減点	無制限
特別減点	無制限

※基礎点は要素1つにつき5点とする。4要素中3要素を満たせば満点となる。

1.7.2.3. 女子個人総合部門

項目名	満点
難易度点	30点
多彩性度点	10点
操作安定度点	10点
新奇性度点	10点
演技構成点	25点
基礎点	15点
実施減点	無制限
特別減点	無制限

※基礎点は要素1つにつき5点とする。4要素中3要素を満たせば満点となる。

1.7.2.4. 団体部門

項目名	満点
難易度点	40点
同調性度点	30点
演技構成点	30点
実施減点	無制限
特別減点	無制限

1.7.3. 順位決定基準

全ての審査員の採点した平均得点が高いものから上位とする。
ただし、同点の選手が存在した場合は下記の優先順位にて選手の最終順位を決定する。

- a) 特別減点の少ない選手(団体)を上位とする
- b) 実施減点の少ない選手(団体)を上位とする
- c) 同調性度点の多い団体を上位とする
- d) 基礎点の多い選手を上位とする
- e) 演技構成点の多い選手(団体)を上位とする
- f) 難易度点の多い選手(団体)を上位とする
- g) 多彩性度点の多い選手を上位とする
- h) 操作安定度点の多い選手を上位とする
- i) 新奇性度点の多い選手を上位とする

上記の手続きで順位が決定しない場合、審査員の審議により、順位が決定する(同順位の可能性もある)。

1.8. 審査員の構成

審査は日本ディアボロ協会により選ばれた審査員によって行われる。審査員は第一審査員と第二審査員に分かれる。

1.8.1. 第一審査員

第一審査員は以下の項目の採点を行う。

- ・難易度点
- ・多彩性度点
- ・操作安定度点
- ・新奇性度点
- ・演技構成点
- ・同調性度点
- ・実施減点

第一審査員は最低4名、最高6名で構成される。うち1人を審査委員長とする。

1.8.2. 第二審査員

第二審査員は以下の項目の採点を行う。

- ・基礎点
- ・特別減点

第二審査員は最低1名、最高3名で構成される。

2. スペシャリストクラス

2.1. 構成部門

スペシャリストクラスは7つの部門から構成される。

2.1.1. 男子1ディアボロ水平軸(固定)部門

男子選手一人による演技。年齢は問わない。固定軸のディアボロ1つを利用、かつその回転軸が地面と水平の技のみを評価対象とする。但し、前後45度までの傾きを許容範囲とする。

2.1.2. 男子1ディアボロ水平軸(ベアリング)部門

男子選手一人による演技。年齢は問わない。ベアリング軸のディアボロ1つを利用、かつその回転軸が地面と水平の技のみを評価対象とする。但し、前後45度までの傾きを許容範囲とする。

2.1.3. 男子1ディアボロ垂直軸部門

男子選手一人による演技。年齢は問わない。ディアボロ1つを利用、かつその回転軸が地面と垂直の技のみを評価対象とする。但し、前後45度までの傾きを許容範囲とする。

2.1.4. 女子1ディアボロ部門

女子選手一人による演技。年齢は問わない。ディアボロ1つを利用する技のみを評価対象とする。

2.1.5. 2ディアボロ(固定)部門

選手一人による演技。年齢・性別は問わない。固定軸のディアボロ2つを利用する技のみを評価対象とする。

2.1.6. 2ディアボロ(ベアリング)部門

選手一人による演技。年齢・性別は問わない。ベアリング軸のディアボロ2つを利用する技のみを評価対象とする。

2.1.7. 3ディアボロ部門

選手一人による演技。年齢・性別は問わない。ディアボロ3つを利用する技のみを評価対象とする。

2.2. 演技スペース

演技スペースは以下のように定める。

高さ：8メートル以上

幅：14メートル

奥行き：10メートル

※テープ等で表す。

2.3. 道具制限

1.3. 項と同様。

但し、男子1ディアボロ水平軸(固定)部門及び2ディアボロ(固定)部門においては固定軸のディアボロのみ使用を可とし、男子1ディアボロ水平軸(ベアリング)部門及び2ディアボロ(ベアリング)部門においてはベアリング軸のディアボロのみ使用を可とする。

2.4. 楽曲・演技時間

選手は自分で選んだ楽曲に合わせて演技を行う。
最短演技時間は1分、最長演技時間は2分とする。

選手は演技に使用する楽曲を事前に提出しなければならない。
楽曲は規定の演技時間に過不足なく1トラックにまとめ提出しなければならない。

選手は身体が静止した状態から演技を始めなければならない。選手の静止を確認次第、楽曲を再生する。ディアボロに回転をかけた状態での演技開始も不可とする。

楽曲の停止をもって演技終了とする。ただし楽曲再生中であっても演技の終了が明らかと審査員が判断した場合はその時点で演技終了とする。
演技終了合図後の演技は加算対象にはならないが、減算対象にはなる。

不慮の事態により、機材、もしくはスタッフが原因で音楽が停止してしまった場合、選手が演技を続けている場合、採点を継続する。選手が演技を停止した場合はその部門の最後に演技の最初から再演技をすることができる。

楽曲の提出方法は競技会ごとに決定される。

2.5. 行動・動作

1.5. 項と同様。

2.6. 演技順

1.6. 項と同様。

2.7. 採点項目および配点

2.7.1. 採点項目

採点は下記の6項目にて構成される。

- ・難易度点
- ・操作安定度点
- ・新奇性度点
- ・演技構成点
- ・実施減点
- ・特別減点

難易度点

技の要素における、難易度、数を評価する。

操作安定度点

技の実施において、巧みさ、美しさ、洗練度合いを評価する。

新奇性度点

将来における発展を伴うと思われる新しい技やコンビネーション、また近年の大会において稀少性のある技やコンビネーションを利用しているかを評価する。

演技構成点

演技開始から演技終了までにおいて、楽曲、衣装、技の順序、起承転結などの調和性を評価する。

実施減点

演技中の実施におけるコントロールミスやドロップに対し、その都度最大2点の減点を行う。大きなミスほど減点は大きくなる。

特別減点

下記の要素で構成される。

- ・両足が演技スペースから外に出る度に3点減点
- ・本規則に違反する行為（審査員によって決定される）

2.7.2. 配点について

スペシャリストクラスの配点は全て同一である。

項目名	満点
難易度点	45点
操作安定度点	15点
新奇性度点	30点
演技構成点	10点
実施減点	無制限
特別減点	無制限

2.7.3. 順位決定基準

全ての審査員の採点した平均得点が高いものから上位とする。
ただし、同点の選手が存在した場合は下記の優先順位にて選手の最終順位を決定する。

- a) 特別減点の少ない選手を上位とする
- b) 実施減点の少ない選手を上位とする
- c) 難易度点の多い選手を上位とする
- d) 新奇性度点の多い選手を上位とする
- e) 操作安定度点の多い選手を上位とする
- f) 演技構成点の多い選手を上位とする

上記の手続きで順位が決定しない場合、審査員の審議により、順位が決定する（同順位の可能性もある）。

2.8. 審査員の構成

審査は日本ディアポロ協会により選ばれた審査員によって行われる。
審査員は第一審査員と第二審査員に分かれる。

2.8.1. 第一審査員

第一審査員は以下の項目の採点を行う。

- ・難易度点
- ・操作安定度点
- ・新奇性度点
- ・演技構成点
- ・実施減点

第一審査員は最低3名、最高6名で構成される。うち1人を審査委員長とする。

2.8.2. 第二審査員

第二審査員は以下の項目の採点を行う。

- ・特別減点

第二審査員は最低1名、最高3名で構成される。

3. チャレンジクラス

3.1. 構成部門

チャレンジクラスは6つの部門から構成される。

- ・男子1ディアボロ足回り部門
- ・女子1ディアボロ足回り部門
- ・男子1ディアボロ縄跳び部門
- ・女子1ディアボロ縄跳び部門
- ・2ディアボロペアパス部門
- ・4ディアボロロウ部門

3.2. 各部門の規則

3.2.1. 男子1ディアボロ足回り部門

男子一人が1ディアボロ足回りを行い、その回数を競う。

挑戦回数は1回。試技時間は60秒とする。

試技開始時、50秒経過時、60秒経過時に合図の音になる。

足の回りを回った回数を計測する。

ディアボロの軸が足の上を空中で通過し反対側のストリングへ移動した時点でカウントする。

60秒経過時点でディアボロがストリングから離れている場合、そのディアボロをキャッチするまでを記録とする。ドロップした場合は60秒経過時点での回数を記録とする。

試技開始の合図の時点では回転を止めた状態から始めなければならない。

スタートの方法は問わない。

固定軸のディアボロのみ使用可能とする。

記録は日本ディアボロ協会公認とする。(日本記録、大会記録)

3.2.2. 女子1ディアボロ足回り部門

女子一人が1ディアボロ足回りを行い、その回数を競う。

他、3.2.1. 項と同様。

3.2.3. 男子1ディアボロ縄跳び部門

男子一人が1ディアボロ縄跳びを行い、その回数を競う。

挑戦回数は1回。試技時間は60秒とする。

試技開始時、50秒経過時、60秒経過時に合図の音になる。

ディアボロをトスし、ストリングから離れている間にストリングを飛び越えた回数を計測する。1回のトス中に複数回飛び越えることも可。なお、ディアボロをドロップした場合、そのトス中に飛んだ回数はカウントされない。

60秒経過時点でディアボロがストリングから離れている場合、そのディアボロをキャッチするまでを記録とする。ドロップした場合は60秒経過時点での回数を記録とする。

試技開始の合図の時点では回転を止めた状態から始めなければならない。

スタートの方法は問わない。

固定軸のディアボロのみ使用可能とする。

記録は日本ディアボロ協会公認とする。(日本記録、大会記録)

3.2.4. 女子1ディアボロ縄跳び部門

女子一人が1ディアボロ縄跳びを行い、その回数を競う。
他、3.2.3.項と同様。

3.2.5. 2ディアボロペアパス部門

選手二人がディアボロをパス交換し、その回数を競う。

挑戦回数は1回。試技時間は60秒とする。

試技開始時、50秒経過時、60秒経過時に合図の音になる。

各選手がディアボロを保持した状態からディアボロが入れ替わり、両名共にドロップせずにキャッチをして1回とする。

60秒経過時点でディアボロがストリングから離れている場合、そのディアボロをキャッチするまでを記録とする。ドロップした場合は60秒経過時点での回数を記録とする。

選手間の距離は、2メートル以上とする。

目印として2メートル間隔のテープがある。それを踏んだり超えたりしている場合はカウントされない。

試技開始の合図の時点では回転を止めた状態から始めなければならない。

スタートの方法は問わない。

固定軸のディアボロのみ使用可能とする。

記録は日本ディアボロ協会公認となる。(日本記録、大会記録)

3.2.6. 4ディアボロロウ部門

選手一人が4ディアボロロウを行い、その回った数を競う。

4ディアボロロウは「4つのディアボロのうち2つ以上が一定の間隔を維持してストリング上にあり、それらが円を描き回り続けること」と定義する。

挑戦回数は3回とする。

選手は試技に利用する4つのディアボロのうち1つのみディアボロの色を変えなければならない。また、そのディアボロを最後に追加しなければならない。

ドロップ、もしくは回転が止まった時点で1回の挑戦は終了とする。これは4ディアボロロウの動作に入る前であっても挑戦は終了とする。

記録は日本ディアボロ協会公認となる。(日本記録、大会記録)